

## ○芝山町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成28年3月25日

告示第25号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全性を確保し、もって災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事を行った者に対し、工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、芝山町補助金等交付規則(昭和48年芝山町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、はりその他の主要構造部が、木造の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、当該併用住宅の延べ面積の2分の1のものをいう。)をいう。
- (2) 耐震診断 「2012年改定版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づき、耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断をいう。
- (3) 耐震改修工事 「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、施工工事及び監理をいう。
- (4) 設計者及び監理者 耐震改修の設計及び監理を行う建築士で、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会の課程を修了したもの及びこれに相当するものと町長が認める者をいう。

(補助の対象となる木造住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に現に存するものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定(集団規定であるものに限る。)に違反していないこと。
- (5) 耐震診断において「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となり、耐震性の向上が期待できるものであること。
- (6) 補助金交付の決定を受けた年度の2月末までに補助対象事業を完了できるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、本町の住民基本台帳に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる木造住宅に自ら居住し、かつ、所有している者  
(共有名義である場合には、その代表者)
- (2) この要綱の規定により補助金の交付を受けていない者
- (3) 補助対象者の属する世帯全員が、次に掲げる町税等を滞納していない者
  - ア 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税
  - イ 公共下水道使用料、農業集落排水使用料、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
  - ウ その他芝山町に納付すべき料金等

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第2条第3号に規定する耐震改修に要する費用のうち、次に掲げる額を合算して得た額とする。

- (1) 設計に要する費用(以下「設計費」という。)
  - (2) 工事監理に要する費用(以下「工事監理費」という。)
  - (3) 工事施工者の行う工事に要する費用(以下「工事費」という。)
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費のうち、設計費の3分の1の額に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、その額が4万円を超えるときは4万円とする。)
- (2) 補助対象経費のうち、工事監理費の3分の1の額に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、その額が6万円を超えるときは6万円とする。)
- (3) 補助対象経費のうち、工事費の3分の1の額に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、その額が40万円を超えるときは40万円とする。)
- (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第4号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修を実施する前に、芝山町木造住宅耐震改修補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の謄本
- (2) 補助対象住宅の案内図及び登記事項証明書又は補助対象住宅の所有者を確認できる書類
- (3) 耐震診断の結果報告書(木造住宅耐震診断士又は建築士が作成したもの)

に限る。)の写し

- (4) 補助対象経費(設計、工事監理及び工事)に係る見積書の写し
  - (5) 耐震改修工事の設計図書等
  - (6) 設計者及び監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し
  - (7) その他町長が必要と認めるもの
- (交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、芝山町木造住宅耐震改修補助金交付決定・却下通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- (変更申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、耐震改修の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について町長と協議を行わなければならない。

- 2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、芝山町木造住宅耐震改修補助金変更交付申請書(第3号様式)に第7条各号に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付して町長に申請しなければならない。
- (変更決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、芝山町木造住宅耐震改修補助金変更交付決定・却下通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(着手届)

第11条 交付決定者は、耐震改修工事に着手するときは、芝山町木造住宅耐震改修工事着手届(第5号様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計図書(平面図、詳細図、改修一覧表及び耐震改修工事後の建

建築物に期待できる耐震性の診断について記載されたもの)

(2) その他町長が必要と認めるもの

(中止の届出)

第12条 交付決定者は、補助金に係る耐震改修工事を中止しようとするときは、芝山町木造住宅耐震改修工事中止届(第6号様式)により町長に届け出なければならない。

(検査)

第13条 交付決定者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上工事を行う前に、芝山町木造住宅耐震改修工事検査申請書(第7号様式)を提出し、検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計者、監理者及び施工者の立会いを求めることができる。

3 交付決定者、設計者、監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。

4 町長は、当該検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたときは、交付決定者に工事の改善を芝山町木造住宅耐震改修工事検査結果指示書(第8号様式)により指示することができる。

5 町長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し、30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の2月末日までに芝山町木造住宅耐震改修補助事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類等を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真(撮影場所を明記(明示)した図面を含む)。

(2) 耐震改修に係る契約書の写し及び領収書の写し

(3) 耐震改修工事監理報告書(第10号様式)

(4) 耐震改修工事の竣工図等

(5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第15条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、芝山町木造住宅耐震改修補助金確定通知書(第11号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月末日までに、芝山町木造住宅耐震改修補助金交付請求書(第12号様式)により町長に請求しなければならない。

(返還等)

第17条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。